

十六ICキャッシュカード規定

1.カードの利用

- (1)じゅうろくICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）とは、当行が発行するカードで、ICチップを搭載したキャッシュカードです。
- (2)ICカードは、当行所定の現金自動預金支払機（現金自動支払機を含みます。）にてご利用いただくことができます。

2.対象預金

ICカードは、普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）およびその他当行所定の基準を満たす預金口座を対象とします。

3.規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行十六キャッシュサービス規定、普通預金規定、総合口座取引規定、振込規定により取扱います。

4.規定の変更

- (1)本規定の各条項は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行WEBページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更することができるものとします。
- (2)前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以 上
2020年4月1日現在